



発行 新潟県

第100号

平成24年12月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1502 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1503 道路の区域変更(道路管理課)
- 1504 道路の供用開始(道路管理課)
- 1505 道路の区域変更(道路管理課)
- 1506 道路の供用開始(道路管理課)
- 1507 道路の区域変更(道路管理課)
- 1508 道路の供用開始(道路管理課)
- 1509 道路の区域変更(道路管理課)
- 1510 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)

選挙管理委員会告示

- 150 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第1502号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営米倉地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成24年12月26日から平成25年1月29日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求することができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂井猪子場新田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
見附市坂井町字大場乙369番2から	新	6.0～21.2メートル	205.3メートル
同市坂井町字樋下乙303番まで	旧	5.1～7.1メートル	207.9メートル

◎新潟県告示第1504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 坂井猪子場新田線
- 2 供用開始の区間
見附市坂井町字大場乙369番2から同市坂井町字樋下乙303番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月25日

◎新潟県告示第1505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町千手線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市宇都宮71番3から	新	16.0～55.0メートル	277.1メートル
同市字八幡田寅甲496番15まで	旧	11.0～55.0メートル	276.6メートル

◎新潟県告示第1506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町千手線
- 2 供用開始の区間
十日町市宇都宮71番3から同市字八幡田寅甲496番15まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月25日

◎新潟県告示第1507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字来海沢字広田1777番1から 同市大字来海沢字広田1839番1まで	新	8.8～41.8メートル	348.9メートル
	旧	8.0～39.8メートル	368.1メートル

◎新潟県告示第1508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字来海沢字広田1777番1から同市大字来海沢字広田1839番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月25日

◎新潟県告示第1509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市浜河内字赤坂1025番1から 同市小倉字倉が沢甲1668番1まで	新	(A)4.2～94.0メートル	2,982.2メートル
佐渡市浜河内字中せ1009番2から 同市小倉字倉が沢甲1668番1まで		(B)8.0～57.0メートル	1,789.0メートル

佐渡市浜河内字赤坂1025番1から	旧	4.2～94.0メートル	3,153.5メートル
同市小倉字倉が沢甲1668番1まで			

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市浜河内字中せ1009番2から同市小倉字倉が沢甲1668番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月27日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651外
設置者 株式会社ウオロクほか2者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更及びその他の変更）に関する届出
公告日 平成24年8月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年12月25日から平成25年1月25日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第150号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成24年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉明

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年9月23日執行 新潟県議会議員補欠選挙(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 8,109,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	五十嵐光一	所属党派	自由民主党	平成24年8月30日から 期間
出納責任者氏名	相馬透			平成24年9月22日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
			人件費	388,750
			家屋費	101,570
			選挙事務所費	101,570
			集会会場費	0
佐藤莞爾後援会		72,000	通信費	28,710
自由民主党新潟県支部連合会		300,000	交通費	0
平野恒義 自治会長		30,000	印刷費	981,000
小柳健也 会社員		50,000	広告費	181,500
古田島達也 会社員		20,000	文具費	26,354
			食糧費	68,561
			休泊費	0
			雑 費	41,467
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		1,200,000		
今回計		1,672,000	今回計	1,817,912
前回計		0	前回計	0
総 計		1,672,000	総 計	1,817,912

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	833,520 円
	計	833,520 円

報告書受理年月日	平成24年10月5日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年9月23日執行 新潟県議会議員補欠選挙(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 8,109,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	米 山 昇	所属党派	無 所 属	平成24年9月9日から 期間
出納責任者氏名	石 井 保 男			平成24年9月22日まで 第1回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	405,000
			家屋費	180,773
			選挙事務所費	179,273
桜沢義栄	無職	40,000	集会会場費	1,500
吉崎スミ子	無職	90,000	通信費	160
朝妻敏和	無職	50,000	交通費	33,870
福田福一郎	無職	50,000	印刷費	936,000
			広告費	213,360
			文具費	29,261
			食糧費	140,206
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,230,000	今回計	1,938,630
前回計		0	前回計	0
総 計		2,230,000	総 計	1,938,630

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	810,000 円
	計	810,000 円

報告書受理年月日	平成24年9月30日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年9月23日執行 新潟県議会議員補欠選挙(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 8,109,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	米 山 昇	所属党派	無 所 属	平成24年9月9日から 期間
出納責任者氏名	石 井 保 男			平成24年11月30日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	0
			家屋費	0
			円 選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	20,712
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	20,712
前回計		2,230,000	前回計	1,938,630
総 計		2,230,000	総 計	1,959,342

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	計	円

報告書受理年月日	平成24年11月30日	第2回報告分
----------	-------------	--------